

株 価 評 価 報 告 書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇〇  
代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

京都市下京区寺町通高辻下ル京極町488  
More河原町1号館201号  
株式会社齊藤総研  
代表取締役 齊藤賢一

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社は、貴社のご依頼により、評価対象会社である株式会社〇〇〇〇の株式  
評価を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

敬具

## 1. 評価の対象、目的及び限定事項

### 1-1. 評価対象会社の概要

会社の商号

株式会社〇〇〇〇（以下、「対象会社」）

本店の所在地

〇〇市〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号

会社の事業内容

〇〇〇〇〇〇〇〇業

発行済株式の種類および株式数（〇〇〇〇年〇〇月末時点）

普通株式 〇〇〇〇〇株

株主氏名、所有株数（〇〇〇〇年〇〇月末時点）

〇〇〇〇 〇〇〇〇〇株（普通株式）

役員の氏名、役職名（〇〇〇〇年〇〇月末時点）

代表取締役社長 〇〇〇〇

取締役 〇〇〇〇

監査役 〇〇〇〇

### 1-2. 評価の目的

対象会社の株式の〇〇〇〇が行われる際の、〇〇〇〇のための参考資料として、公正な株式の価値を算定することを目的といたします。

### 1-3. 評価基準日

対象会社の〇〇〇〇年〇〇月末時点

### 1-4. 評価にあたり、対象会社から提出を受けた資料

- ・対象会社の、〇〇〇〇年〇〇月期、〇〇〇〇年〇〇月期、〇〇〇〇年〇〇月期の、決算書、税務申告書、勘定科目明細
- ・〇〇〇〇に関連する資料
- ・〇〇〇〇に関連する資料
- ・〇〇〇〇に関連する資料

1-5. 業務受託の前提および責任の限定について

株価評価は、対象会社の絶対的な価値を表すものではありません。株価評価業務は保証業務ではなく、評価した株価の信頼性の保証を行うものではありません。

評価に使用した財務諸表などの資料に対して . . . . .

株価評価にあたり、一部に前提条件や仮定を . . . . .

評価者である弊社は、貴社および対象会社との間に、 . . . . .

本報告書は、貴社の意思決定の参考資料として利用する目的以外に . . . . .

1-6. 評価の業務の責任者及び担当者

公認会計士・税理士 齊藤賢一

## 2. 株価評価について

### 2-1. 株価評価の手法

株価評価は企業価値を算定することにより、日本公認会計士協会の公表する経営研究調査会研究報告第32号「企業価値評価ガイドライン」（平成25年7月3日改正）に照らした非上場会社株式の一般的な企業価値の手法は下記のとおりです。株価評価の手法の決定については、対象会社の特性、評価の目的等を総合的に勘案して決定する必要があります。

#### (1) インカム・アプローチにおける評価法

- ① ディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF法）
- ② ○○○○○○○○法
- ③ ○○○○○○○○法
- ④ ○○○○○○○○法

#### (2) マーケット・アプローチにおける評価法

- ① 市場株価法
- ② ○○○○○○○○法
- ③ ○○○○○○○○法
- ④ ○○○○○○○○法

#### (3) ネットアセット・アプローチにおける評価法

- ① 簿価純資産法
- ② ○○○○○○○○法

それぞれの算定手法の考え方は以下のとおりです。

#### (1) インカム・アプローチにおける評価法

インカム・アプローチは、評価対象会社から期待される利益、ないしキャッシュ・フローに基づいて価値を評価する方法です。一般的に将来の（又は将来期待される）収益獲得能力を価値に反映させやすいアプローチといわれ、また、評価対象会社独自の収益性等を基に価値を測定することから、評価対象会社が持つ固有の価値を示すといわれます。

インカム・アプローチは、○○○○○○○○の点で優れているといえ、また、○○○○○○○といえます。一方で、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（DCF